

# 栄町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和4年8月9日  
栄町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

栄町は、都心から45km圏に入り、東西に約12km、南北に約5kmと東西に細長く、東部は丘陵地になり、南部及び北西部は平坦で豊かな水田地帯が広がっていることから、稲作を中心とした営農類型のため、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用して地域の実情に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策を図ることが求められている。

また、農業従事者の高齢化や若者の農業離れなどにより、農業を取り巻く環境は厳しいものとなっていることから、持続可能な農業を実現するためには、人と農地の問題を一体的に解決していく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を生かしながら、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、本町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知及び令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消面積

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和4年3月末)	1, 4 4 4 ha	2 4. 0 ha	1. 7 %
3年後の目標 (令和7年3月末)	1, 4 1 9 ha	2 3. 0 ha	1. 6 %

※農地面積には、遊休農地面積を含むため、農地利用集積目標の農地面積とは一致しない。

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員が連携し、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し調査を行う。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来からの農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

### ②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農地所有者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

### ③非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難な農地に区分された農地については、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和4年3月末)	1, 4 2 0 ha	4 8 8 ha	3 4. 4 %
3年後の目標 (令和7年3月末)	1, 4 1 0 ha	5 3 0 ha	3 7. 6 %

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

#### ②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構及び農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止や縮小を希望する高齢農業者等の農地について、担い手への集積・集約や農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### ③農地の利用調整と利用権設定等について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域

では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪い地域では、地域の話し合いを推進し農地中間管理機構関連農地整備による基盤整備事業の活用や集落営農の組織化・法人化を推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て千葉県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和4年3月末)	3経営体 (3ha)
3年後の目標 (令和7年3月末)	3経営体 (3ha)

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ①関係機関との連携について

千葉県、町、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及び農協等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し適切な対応を行う。

##### ②フォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の調整等の役割を担う。